

都建発第 248 号  
令和 2 年 2 月 14 日

都留市都市計画審議会  
会長 小 俣 政 英 様

都留市長 堀 内 富 久

都留都市計画下水道の変更について（諮問）

標記の件を別添（案）により変更することについて、都市計画法第 19 条第 1 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

(案)

都留都市計画下水道の変更  
(都留市決定)

令和2年 月

山梨県都留市

## 都留都市計画下水道の変更（都留市決定）

都留都市計画下水道の「2. 排水区域」、「3. 下水管渠」を次のように変更する。

### 1. 下水道の名称

都留市公共下水道

### 2. 排水区域

名 称	面 積	内 訳
都留市公共下水道	約 554ha	分流式汚水

「排水区域は総括図表示のとおり」

### 3. 下水管渠

該当なし

## 変更理由書

本市の公共下水道は、平成3年度に1,140haを対象に全体計画を策定し、平成5年度に都市計画区域826haの計画決定を行い、同年度より桂川流域下水道関連都留市公共下水道として事業に着手した。平成12年度には、全体計画区域を都市計画区域外の一部の242.4haを削除し897.6haに見直し、平成21年度には、都市計画決定区域内を826haから807haに変更している。

その後、社会経済情勢が大きく変化したため、上位計画である県の桂川流域下水道全体計画が全面的に見直され、コスト縮減や他事業との連携等の観点から、処理区域を大幅に縮小する計画となったことにより、都留都市計画下水道においても上位計画と整合性を図るため見直す。

これに合せ、流域下水道と整合がとれない部分（区域外流入部分）については公共施設の立地による事業認可を取得するため、区域を取り込むこととし、都留都市計画下水道においては、807haから554haに縮小（-253ha）し早期の概成を図るものである。

また、下水管渠の位置付けとして、100ha以上の面積を集水する主要な管渠が全体計画の見直しにより、集水面積が100ha未満となることから下水管渠の位置付けを削除する。

新 旧 対 照 表

1. 排水区域

新

名 称	面 積	内 訳
都留市公共下水道	約 554ha	分流式汚水

「排水区域は総括図表示のとおり」

旧

名 称	面 積	内 訳
都留市公共下水道	約 807ha	分流式汚水

「排水区域は総括図表示のとおり」

2. 下水管渠

新

該当なし

旧

名 称	位 置		区 域		備 考
	起 点	終 点	管径又は幅員	延 長	
菅野川幹線	都留市 大字四日市場 字走落	都留市 大字四日市場 字杉ノ下	0.6m	約 200m	

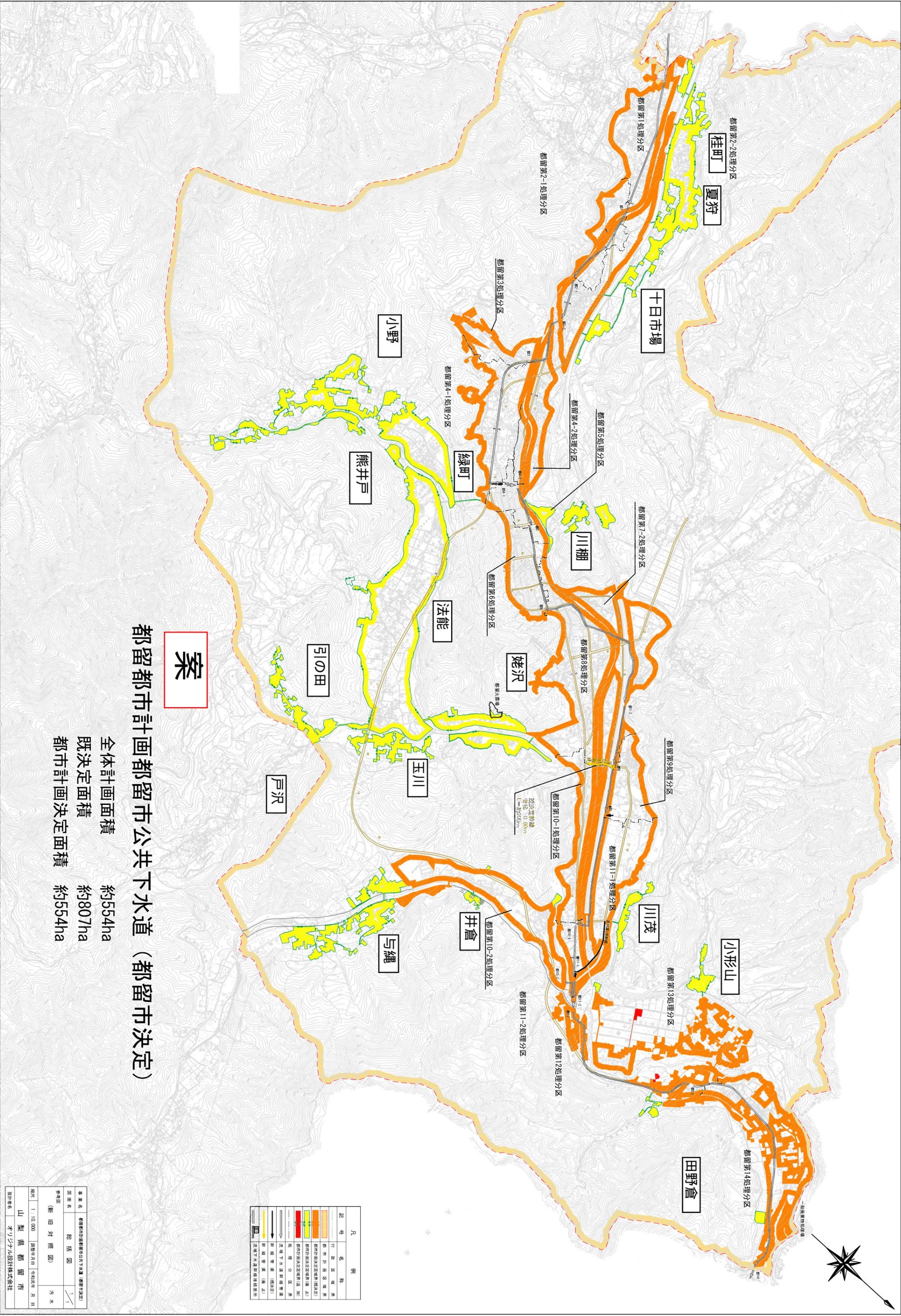
「幹線管渠は計画図表示のとおり」

# 計 画 説 明 書

都市計画区域名	都留都市計画区域	市町村名	都留市
件名	都留都市計画下水道の変更（都留市公共下水道）		
計画の内容	<p><b>【排水区域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 汚水A=807ha→A=554haに変更</li> <li>・ 集水面積が100ha未満のため菅野川幹線を廃止</li> </ul>		
理由 必要性 決定根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上位計画である桂川流域下水道全体計画見直しに伴い、本市公共下水道の全体計画区域について見直しを行った。今回、都市計画区域内において、下水道計画区域の減少が生じたことから、都市計画法に基づいて変更作業を行う必要性が生じた。</li> <li>・ 区域の決定に際しては、将来を踏まえた施設配置や規模等の再検討の結果、人口減少等に起因する費用対効果の悪化、整備期間の長期化が予想される等により、効果が低下すると判断された区域については下水道区域から削除し、効果が期待できる地域については地域の健全な発達と公共用水域の水質保全を図るべく下水道計画区域とした。</li> </ul>		
経緯	<p>（当初決定：平成5年10月18日 都留市告示第33号）</p> <p>（変更①：平成21年12月24日 都留市告示第113号）</p>		
排水区の土地の利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉄道、道路、住宅等</li> </ul>		
課題点  （関係機関）  （地元対応）	なし		
事業の見通し	<p><b>【概算事業費】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ C=111億9百万円</li> </ul> <p><b>【事業着手の見直し】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和2年</li> </ul> <p><b>【整備手法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共下水道事業（社会資本整備総合交付金事業）</li> </ul>		
その他  （今後の予定）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市計画変更後、桂川流域下水道の認可変更に合わせて市の認可申請を行い、区域の拡大を行う予定となっている。</li> </ul>		

都市計画決定面積(新旧対照表)

処理分区	都市計画決定面積(変更前)	都市計画決定面積(変更後)	増減
	面積(ha)	面積(ha)	
都留第1	37.90	37.90	-
都留第2-1	21.00	21.00	-
都留第2-2	69.20	33.80	-35.40
都留第3	16.10	16.10	-
都留第4-1	79.70	40.40	-39.30
都留第4-2	27.50	27.50	-
都留第5	20.60	12.90	-7.70
都留第6	24.70	24.70	-
都留第7-2	32.10	32.10	-
都留第8	207.70	73.20	-134.50
都留第9	20.20	20.20	-
都留第10-1	24.40	24.40	-
都留第10-2	63.50	42.50	-21.00
都留第11-1	58.10	47.80	-10.30
都留第11-2	1.70	1.70	-
都留第12	6.90	6.90	-
都留第13	45.80	41.70	-4.10
都留第14	49.60	48.80	-0.80
計	806.70	553.60	-253.10



**案**

**都留都市計画都留市公共下水道（都留市決定）**

全体計画面積 約554ha  
 既決定面積 約807ha  
 都市計画決定面積 約554ha

凡	例
1	行 政 区 域 界
2	都 市 計 画 区 域 界
3	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (黄 色)
4	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (赤 色)
5	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (緑 色)
6	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (青 色)
7	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (紫 色)
8	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (黒 色)
9	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (白 色)
10	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (赤 色)
11	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (黄 色)
12	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (緑 色)
13	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (青 色)
14	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (紫 色)
15	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (黒 色)
16	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (白 色)
17	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (赤 色)
18	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (黄 色)
19	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (緑 色)
20	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (青 色)
21	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (紫 色)
22	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (黒 色)
23	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (白 色)
24	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (赤 色)
25	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (黄 色)
26	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (緑 色)
27	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (青 色)
28	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (紫 色)
29	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (黒 色)
30	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (白 色)
31	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (赤 色)
32	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (黄 色)
33	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (緑 色)
34	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (青 色)
35	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (紫 色)
36	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (黒 色)
37	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (白 色)
38	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (赤 色)
39	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (黄 色)
40	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (緑 色)
41	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (青 色)
42	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (紫 色)
43	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (黒 色)
44	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (白 色)
45	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (赤 色)
46	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (黄 色)
47	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (緑 色)
48	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (青 色)
49	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (紫 色)
50	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (黒 色)
51	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (白 色)
52	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (赤 色)
53	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (黄 色)
54	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (緑 色)
55	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (青 色)
56	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (紫 色)
57	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (黒 色)
58	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (白 色)
59	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (赤 色)
60	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (黄 色)
61	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (緑 色)
62	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (青 色)
63	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (紫 色)
64	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (黒 色)
65	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (白 色)
66	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (赤 色)
67	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (黄 色)
68	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (緑 色)
69	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (青 色)
70	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (紫 色)
71	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (黒 色)
72	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (白 色)
73	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (赤 色)
74	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (黄 色)
75	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (緑 色)
76	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (青 色)
77	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (紫 色)
78	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (黒 色)
79	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (白 色)
80	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (赤 色)
81	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (黄 色)
82	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (緑 色)
83	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (青 色)
84	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (紫 色)
85	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (黒 色)
86	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (白 色)
87	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (赤 色)
88	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (黄 色)
89	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (緑 色)
90	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (青 色)
91	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (紫 色)
92	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (黒 色)
93	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (白 色)
94	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (赤 色)
95	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (黄 色)
96	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (緑 色)
97	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (青 色)
98	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (紫 色)
99	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (黒 色)
100	都 市 計 画 決 定 区 域 界 (白 色)

事業名	都留都市計画都留市公共下水道（都留市決定）
区画名	総括図
参考図	（新旧対照図）
縮尺	1：10,000
図面年月日	令和元年 月 日
設計者名	山梨県都留市 オリジナル設計株式会社